

所得税、市・県民税の申告

2月17日から受け付け



所得税、市・県民税の申告書の受付期間は2月17日（月）から3月17日（月）までです。

特に、所得税の確定申告は納税者が自ら正しい申告と納税を行う申告納税制度の趣旨から「自書申告」をお願いしています。

なお、確定申告の作成は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) の確定申告書作成コーナーが便利ですので、ご利用ください。市役所でも受付期間内は給与、年金などの所得税申告を受け付けます。

※申告用紙は市役所税務課にも備えてあります。

問い合わせ 税務課民税係（☎内線122）

所得税

■所得税の申告会場はリサーチ

コア

確定申告期間の相談会場はリ

サーキコア6階（三条市須頃1）

です。
月～金曜日で受付時間は午前9時から午後4時までです。

▼収支内訳書の住所、氏名と収入や各経費の合計額欄。

▼医療費控除を受ける方は、あらかじめ領収書を受診者、医療機関別に明細書に記入し、合計金額を計算してください。

確定申告をしなければならない場合

確定申告は申告の手引きを見ながら、次の箇所は必ず記入・整理し、申告会場へは、できるだけ本人がおいでください。

▼住所、氏名、生年月日、職業、電話番号の各欄。

▼事業をしている場合、不動産収入および土地や建物を売った

場合などで、平成25年中の所得金額の合計が基礎控除や配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計を超えるとき。

▼給与の年収が2千万円を超えるとき。

▼給与を1か所から受けているとき。

▼給与を2か所以上から受けているとき。
給与所得と退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超えると給与を2か所以上から受けている、年末調整されなかつた給与以外の所得金額との合計額が得以外の所得金額との合計額が20万円を超えるとき。

▼給与を2か所以上から受けている、年末調整されなかつた給与と収入金額と給与所得と退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超えるとき。

ます。
控除を受ける場合は、損害額の明細書や領収書などを確定申告に添付してください。

▼医療費控除

本人や家族が病気などで多額の医療費を支払った場合には、一定の金額を超えると控除が受けられます。ただし、対象にならない医療費もありますので注意してください。

控除を受ける場合は、支払い医療費等を集計した明細書と領収書を確定申告書に添付してください。

控除を受ける場合は、支払い医療費等を集計した明細書と領収書を確定申告書に添付してください。

社会保険料や生命保険料、扶養控除などで年末調整のときに受けなかった控除を受けたいとき。

する旨の証明書または認定書を添付する必要があります。

▼障害者控除

本人や配偶者、扶養親族の家族が、身体障害者手帳、療育手帳、または市長による障害者控除認定証の交付を受けた場合に控除が受けられます。確定申告の際に手帳等を提示するか写しを添付してください。

確定申告の際に手帳等を提示するか写しを添付してください。

ご存知ですか！

最低賃金



新潟県の最低賃金、産業別最低賃金が次のとおり改正されました。詳しくは新潟労働局労働基準部賃金室（☎025-288-3504、<http://niigata-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）または三条労働基準監督署（☎32-1150）へ問い合わせください。

最低賃金	時間額	効力発生日
新潟県最低賃金（県内で働くすべての労働者に適用）	701円	平成25年10月26日
産業別最低賃金		
新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	808円	平成25年12月28日
新潟県各種商品小売業	759円	平成25年12月26日
新潟県自動車（新車）、自動車部品・附属品小売業	813円	平成26年1月18日

若者のための就職フェア



今春、大学等卒業予定の方、および44歳以下の求職中の方を対象とした合同企業説明会「若者のための就職フェア」を開催します。

会場 朱鷺メッセインホール
日時 2月25日（火）午後1時～4時30分

参加企業 60社（予定）
問い合わせ 県産業労働観光部労政雇用課（☎025-280-52

の申告のしかた」を区長さんを通じて配付しましたので、それにより申告の必要な方は申告をお願いします。
なお、所得税の確定申告をされる方は、市・県民税の申告をする必要はありません。

※社会保険料控除の対象となる国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の普通徴収による支払額を、1月下旬に市から加入者に通知しました。年金から天引きされた特別徴

新潟県司法書士会では、毎年2月の1か月間を「相続登記はお済ですか月間」とし、県内一斉無料相談を行っています。お気軽に、お近くの司法書士事務所へご相談ください。

また、1年を通じて次の無料相談を行っていますので、ご利用ください。

生活セミナー「遺言・相続・成年後見制度について」
日常生活に関連した知識や技術を学ぶ生活セミナーを開催します。

ルほか（新潟市中央区万代島）
対象者 今春大学、短大、専修学校、テクノスクール等卒業予定者、44歳以下の求職者

内容 企業の1分間PR（午後2時からの合同企業説明会に先立ち、参加企業が参加者に向けて1分間でPRを行う）、合同企業説明会

悩みには、弁護士や産業カウンセラーが対応します（要予約・原則1回）。

日時 月～金（休日を除く）午前8時30分～午後5時15分
会場 長岡地域振興局（長岡市四郎丸町173番地2）
問い合わせ 長岡労働相談所（☎02558-37161100）

市・県民税

徵収票に記載されていますので申告の際にお持ちください。
問い合わせ 税務課民税係（☎内線122）

司法書士による相続登記無料相談月間

日時 毎週水曜日、午後1時～4時
日時 平日の午前10時～正午、午後1時～4時
予約電話 ☎025-244-5121
▼司法書士総合相談センター

日時 3月1日（土）午前10時～午後4時
会場 市役所レストラン棟
講師 田辺俊樹さん（司法書士）
持ち物 筆記用具、昼食
申し込み 2月20日（木）までに社会福祉協議会（☎52-66667）

ます（受講料無料）。
なお、当日は、法律相談（午後1時～4時）も同時に実施します。借金、離婚等の家族関係の悩みなど、弁護士への相談も可能です（要予約）。

日時 3月5日（水）午前9時～午後4時
会場 市役所相談室
予約・問い合わせ 健康課衛生係（☎内線165）
※法律相談は社会福祉協議会（☎52-66667）

日時 3月1日（土）午前10時～午後4時
会場 市役所相談室
予約・問い合わせ 健康課衛生係（☎内線165）
※法律相談は社会福祉協議会（☎52-66667）

健康相談会



長岡労働相談所へ相談を

長岡労働相談所では、職場でのトラブルなど労働関係の相談に、電話や面談で応じます。

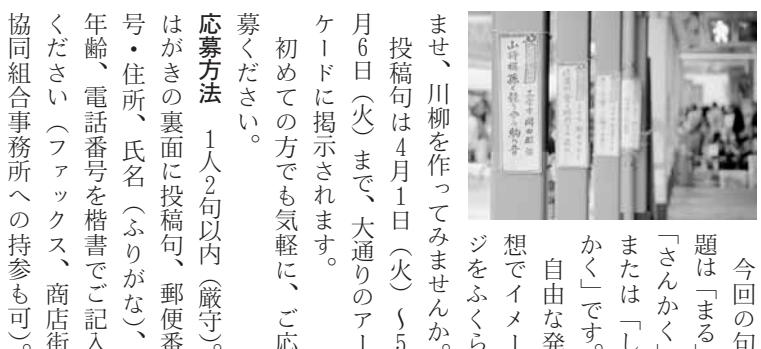
相談は無料で、労働者・事業主を問いません。秘密は固く守られます。

法律問題や職場の人間関係の悩みには、弁護士や産業カウンセラーが対応します（要予約・原則1回）。

日時 月～金（休日を除く）午前8時30分～午後5時15分
会場 長岡地域振興局（長岡市四郎丸町173番地2）
問い合わせ 長岡労働相談所（☎02558-37161100）

利用施設名	調整月	調整会日	時間	会 場
市民体育館 勤労者体育センター 下条体育センター	4~7月	3/6(木)	午後7時	公民館第1研修室
	8~11月	7/3(木)		
	12~3月	11/6(木)		
庭球場 七谷庭球場	4~7月	3/5(水)	午後6時30分	勤労者体育センター会議室
	8~11月	7/2(水)		
陸上競技場 川西野球場 七谷野球場	4月	3/20(木)	午後7時	
	5月	4/17(木)		
	6月	5/22(木)		
	7月	6/19(木)		
	8月	7/17(木)		
	9月	8/21(木)		
	10月	9/18(木)		

学校開放	調整月	調整会日	時間	会 場
加茂、加茂南、下条、石川、七谷、須田の各小学校、加茂、葵、若宮、須田の各中学校体育館	4~9月 10~3月	3/13(木) 9/4(木)	午後7時	公民館第1研修室
加茂南小、下条小、石川小、七谷小、加茂西小、須田小、加茂中、加茂農林高校の各グラウンド	4~11月	3/13(木)		



屋内・屋外体育施設や学校を定期的に利用する皆さん、有効に活用できるよう、平成26年度の調整会を左表のとおり開催します。

利用希望の団体は2月21日(金)までに「定期利用団体登録申請書」を勤労者体育センター内社会体育係か公民館に提出し調整会にご出席ください。

なお、調整会に欠席すると、希望日の利用ができなくなる場合があります。

問い合わせ 内社会体育係 (☎ 53-2206)、公民館 (☎ 52-1953)

商工会議所 ネット検定



ながいきストリート 川柳募集

作成・データ活用) 1級(ベーシック)、日商PC検定(プレゼン資料作成) 1~3級、電子会計実務 上級

受験料	1級・上級	1万円、 7千円、3級	5千円、 4千円
2級	7千円、3級	5千円、 4千円	

申し込み 2月7日(金)までに商工会議所 (☎ 52-1740、<http://www.kamocci.or.jp/>)

まぜ、川柳を作つてみませんか。
想でイメージをふくらませ、川柳を作つてみませんか。
月6日(火)まで、大通りのアーケードに掲示されます。
初めての方でも気軽に、ご応募ください。

応募方法 1人2句以内(厳守)。
はがきの裏面に投稿句、郵便番号・住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号を楷書でご記入ください。(ファックス、商店街協同組合事務所への持参も可)。



生涯スポーツといわれるスキーの中で、クロスカントリーは山散策等が楽しめるスキー

ができます。積雪状況により変更する場合があります。

その他 クロスカントリースキーや、スキーは山散策等が楽しめるスキー

内社会体育係 (☎ 53-2206)

申し込み 2月18日(火)

歩くスキー講習会

締め切り 2月16日(日)必着
※入選者には商店街共通商品券を進呈。

あて先・問い合わせ 加茂市商店街協同組合 (〒959-11351)
仲町1-34 FAX 53-3434

時々午後3時 日時 2月23日(日)午前9時
場所 冬鳥越スキー場
講師 吉田浩美さん(SAJ)
会員、クロスカントリースキーフェスティバル
指導者)

内 容 平地滑走や、斜面滑走
技術など。

参加費 100円(保険代)

消火器の 悪質訪問販売に注意!



「消防署のほうから来た」などと偽り、出入り業者などを装って不当な価格で消火器の訪問販売や点検(薬剤詰め替え)を行う業者がいます。一般家庭に消火器設置義務はありません。

また、消防署で消火器の点検を業者に依頼することもありません。悪質訪問販売の被害に遭わないよう、十分な注意を心がけましょう。

注意するポイント

- 身分証明書の提示を求める。
 - あやしいと思ったら勇気をもって「いりません」ときっぱり断る。
 - 契約書はよく読み、むやみにサインしない。
- 問い合わせ 加茂地域消防署予防課 (☎ 52-1770)、商工観光課消費生活相談窓口 (☎ 内線132)、新潟県消費生活センター (☎ 025-285-4196、<http://www.pref.niigata.lg.jp/shohiseikatsu/>)



暮らしのかレンダー

2月

10 <small>(月) 大安</small>	<ul style="list-style-type: none"> 農地相談 農業委員会事務局 9:00~12:00 市立図書館、民俗資料館休館日 七谷、中央、上条、下条、須田コミセン休館日
11 <small>(火) 赤口</small>	<p>建国記念の日</p> <p>休日当番医 堀内医院</p> <p>52-0953 9:00~17:00</p> <ul style="list-style-type: none"> 献血 (400ml、200ml) リオン・ドール加茂店 9:30~11:45、13:00~15:30 市立図書館、民俗資料館休館日
12 <small>(水) 先勝</small>	<ul style="list-style-type: none"> 行政相談 市役所相談室1 9:00~11:30 心配ごと相談 市役所相談室4 9:00~16:00 加茂 美人の湯休館日 温水プール休館日
13 <small>(木) 友引</small>	<ul style="list-style-type: none"> 読もう、語ろうイギリス文学 市立図書館 10:00から 読書会 市立図書館 13:30から けんこう栄養相談会 ゆきつばき荘 13:30~16:30
14 <small>(金) 先負</small>	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センター入会説明会 ゆきつばき荘 9:30から
15 <small>(土) 仏滅</small>	<ul style="list-style-type: none"> 心配ごと相談 上町コミセン 9:00~12:00 ワクワクドキドキお話のへや 市立図書館 10:00から 古典文学の集い 市立図書館 14:00から 民俗資料館休館日
16 <small>(日) 大安</small>	<p>休日当番医 本間医院</p> <p>52-8936 9:00~17:00</p> <ul style="list-style-type: none"> 雪上市民レクリエーション大会 冬鳥越スキー場 9:30から 民俗資料館休館日
17 <small>(月) 赤口</small>	<ul style="list-style-type: none"> 市立図書館、民俗資料館休館日 公民館・市民体育館休館日 七谷、中央、上条、下条、須田コミセン休館日 温水プール休館日
18 <small>(火) 先勝</small>	<ul style="list-style-type: none"> 心配ごと相談 市役所相談室4 9:00~16:00
19 <small>(水) 友引</small>	
20 <small>(木) 先負</small>	
21 <small>(金) 仏滅</small>	
22 <small>(土) 大安</small>	<ul style="list-style-type: none"> 創立30周年記念事業 シルバー人材センター会員作品展 ゆきつばき荘 9:30~17:00 子ども映画鑑賞会「14ひきのさむいふゆ」市立図書館 14:00から
23 <small>(日) 赤口</small>	<p>休日当番医 田中医院</p> <p>57-2024 9:00~17:00</p> <ul style="list-style-type: none"> 創立30周年記念事業 シルバー人材センター会員作品展 ゆきつばき荘 9:30~16:00 歩くスキー講習会 冬鳥越スキー場 9:00から

保健・衛生事業の日程は、健康カレンダーをご覧ください。

雪下ろしや除雪は安全第一で

- 問い合わせ
- 使い合わせ
- 加茂地域消防署予防課 (52-11770)
- 1 寒い冬はストーブなどの暖房器具が手放せません。火の用心を心がけ、暖房器具や灯油タンクの取り扱いには注意してください。
- 2 ①ストーブやファンヒーターの周囲では洗濯物を乾かさない、また、燃えやすい物やスプレー缶などを置かない。
②給油時は必ず消火。また、カートリッジタンクのふたは、しっかりと閉める。
- 3 灯油タンクなどからの給油中は、その場を離れない。灯油タンクのバルブを完全に閉めたか確認する。
- 4 部屋に誰もいないときは、必ず火を消す。
- 5 薪ストーブの煙突は、煤(すす)が溜まつたまま使用していると、火災になる恐れがあるため、定期的に掃除する。
- 6 薪ストーブの扉はきちんと閉める(炭火が飛び危険)。また、薪ストーブにひびが入ったり、穴を開いたときは

- 1 雪下ろしは、積雪の状況や建物の強度等を判断し、適切な時期に実施しましょう。
- 2 屋根の雪下ろし作業は、命綱などで転落防止の対策を行い、複数で実施しましょう。
- 3 落とした雪で、通行人等がけがをしないように、十分に注意をしましょう。
- 4 燃焼器具の吸排気口が雪でふさがると、不完全燃焼起こす恐れがあります。除雪の際は十分注意しましょう。

気を付けましょう ストーブの取り扱い

